~ 金盤強人だより~

第 18 号 令和 4 年 (2022) 3 月 11 日 滋 賀 県 総 務 部 総 務 課 発 行

目 次

- 1 定期提出書類の手引きの改訂(別表H)
- 2 現金や預金の適切な管理
- 3 協働ネットしがの利用案内

1 定期提出書類の手引きの改訂(別表H)

昨年、県所管の公益法人の皆様に連絡させていただいたとおり、標記手引きが改訂されました。手引きの「修正履歴」にあるとおり、別表Hに係る内容が修正されたところです。

□ 別表Hについて

別表Hについて、手引きでは次のとおり説明されています。

公益目的取得財産残額(公益認定の取消し等の場合に法人が贈与すべき額)は、当該公益法人が取得したすべての公益目的事業財産から公益目的事業のために費消・譲渡した財産を除くことを基本として算定するものと定められています(認定法§30Ⅱ)。

実際に公益認定の取消し等が行われた時点で、当該法人の公益目的事業財産の取得や費消・譲渡の状況を過去に遡って正確に算定することは、実務上非常に困難であると考えられます。このため、認定法施行規則では、各事業年度ごとに、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し(認定法施行規則§48)、公益認定の取消し等が行われた場合には、直近の事業年度末日における公益目的取得財産残額を基に一定の調整を行うことにより、実際に贈与すべき公益目的取得財産残額を確定することとしています(認定法施行規則§49、§50)。

この各事業年度の末日における公益目的取得財産残額の算定を行う様式が別表Ⅱです。

公益認定を受けるためには、公益認定の取消し等に伴う贈与についての定め(認定法第5条第17号)を定款に記載する必要があるところです。参考に、貴法人の定款における公益目的取得財産残額の贈与先に係る規定について、ご確認いただければと思います。

□ 定期提出書類の手引き(公益法人編)の改訂概要について

今回の手引きの改訂には、次のとおり2つのポイントがあります。

- 1 時価法を適用する金融資産 (公益目的保有財産) の評価損益に係る計算時期について、 毎年度とするか、公益認定取消し時とするか、選択できるようになった。
- 2 別表H (1) の 13 欄について、「1 欄の額がマイナスの場合には、1 欄を 0 とするため に必要な相当額」等の説明が追加された。

□ 時価評価を適用する金融資産の評価損益について

別表H(2)の「3.公益目的保有財産の運用益等」欄および「4.公益目的保有財産 に生じた費用及び損失」欄について、手引きの改訂前は、評価損益については記載の対象 とならない、とだけ説明されていましたが、次のとおり変更となりました。

[参照:手引き 58ページ]

「3. 公益目的保有財産の運用益等」

時価法を適用する金融資産を公益目的保有財産としている場合の時価評価益については、公益認定が取り消された場合等に一括して計算しますので毎年度の記載は不要です。 ただし、取得時の価額等の記録は保存するなどして、時価評価益を一括して適切に計算できるようにしておいてください。

なお、実際の取消しなどを待たずに、これまでの時価評価損益を直近の時点で適切に計算し、その後は、毎年度の時価評価損益を記載する方法(時価法を適用する金融資産に関する措置)をとることも可能です。その場合、別表H(1)の1欄の横のチェックボックスに「レ」を記載してください。

「4. 公益目的保有財産に生じた費用及び損失」

時価法を適用する金融資産を公益目的保有財産としている場合の時価評価損については、公益認定が取り消された場合等に一括して計算しますので毎年度の記載は不要です。

ただし、取得時の価額等の記録は保存するなどして、時価評価損を一括して適切に計算できるようにしておいてください。

なお、実際の取消しなどを待たずに、これまでの時価評価損益を直近の時点で適切に計算し、その後は、毎年度の時価評価損益を記載する方法(時価法を適用する金融資産に関する措置)をとることも可能です。その場合、別表H(1)の1欄の横のチェックボックスに「レ」を記載してください。

該当する場合、令和3年度分の定期提出書類(事業報告等)から、いずれかの方法により記載いただくようお願いします。

□ 別表H(1)の13欄について

別表H(1)の13欄の説明について、次のとおり変更されました。

[参照:手引き 55ページ]

下記の (\mathcal{P}) から $(\dot{\mathcal{P}})$ の合計額を記載してください (認定法§18⑦・§25、認定法施行規則§26⑦・⑧)。

- (ア) 損益計算書内訳表の公益目的事業会計に計上された収益及び他会計振替額等のうち、 3 欄から 12 欄に記載されない額。
- (イ) (ア) により算定される1欄の額がマイナスの場合には、1欄を0とするために必要な相当額。
- (ウ) (ア) (イ) により算定される 1 欄の額が、別表 C(2) の公益目的の 3 . から 6 . の 期末帳簿価額の合計額よりも小さい場合には、当該合計額に達するまでの額に相当する額。

これまで、公益目的事業会計が赤字である場合等において、別表H(1)の1欄がマイナスとなることがありましたが、今後は原則としてマイナスとなりません。

なお、時価法を適用する金融資産を公益目的保有財産として保有している法人が、従来 の方法(評価損益を加味しない方法)を採用される場合は、マイナスとなることがありま す。

改訂手引きの適用は基本的に改訂手引き公表(令和3年6月18日)後に提出される定期提出書類からとなります。したがって、3月決算法人で令和2年度末において1欄がマイナスの法人については、原則として、令和3年度定期提出書類(事業報告等)の2欄(前事業年度の末日の公益目的増減差額)を0(ゼロ)としていただくこととなります。マイナスとされている法人については、理由を確認し、必要に応じて補正依頼を行うこととなります。

※時価法を適用する金融資産の評価損益を加味しない場合等、マイナスとなる例外的なケースもあるため、法人ごとに確認することとなります。

次の例を参考にしていただければと思います。なお、単純化した一例となります。

〔参考例〕

- ·公益財団法人A
- ・令和2年度末の公益目的増減差額:△50,000,000円 ※手引き改訂前の方法で算定
- 令和 3 年度(R3.4.1~R4.3.31)決算(当期経常増減額)
 - 公1: △5,000,000 円、収1: 2,000,000 円、法人: 13,000,000 円 合計: 10,000,000 円
- ・公1に係る資産取得資金、特定費用準備資金、5号財産および6号財産:該当なし

〔改訂前の手引きにより作成した場合の別表H(1)〕

別表H(1) 当該事業年度末日における 公益目的取得財産残額

声 *	自	令和3年4月1日	法人コード	
年度	至	令和4年3月31日	法人名	公益財団法人A

公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。

公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。

公益目的增減差額 + 公益目的保有財産 = 公益目的取得財産残額

このうち、公益目的増減差額とは、公益に充てられるべき資金(流動資産)であり、以下の計算により算定します。

前事業年度末日の公益目的増減差額 + 当該事業年度に増加した公益目的事業財産 - 当該事業年度の公益目的事業費等 = 当該事業年度末日の公益目的増減差額

1. 公益目的增減差額

時価法を適用する金融資産を公益目的保有財産として保有している場合、公益認定取消し等の際には上記1欄の数字に、当該資産の取得時の価額(公益認定時の時価)と当該事業年度末の時価との差額を加減したものが当該事業年度末日の公益目的増減差額となります。なお、時価法を適用する公益目的保有財産を保有せずに1欄がマイナスとなる場合は、3欄から13欄に記載漏れ等の可能性があります。

前事業年度の末日の公益目的増減差額 2 -50,000,000円

	当該事業年度に増加した公益目	的事業	美財産	
計損	寄付を受けた財産の額	3	4,000,000	H
上計の算	交付を受けた補助金等	4	0	F
数書	公益目的事業に係る対価収入	5	0	H
公益目	収益事業等から生じた利益のうち公益目 的事業財産に繰り入れた額	6	1,000,000	H
的事	社員が支払った経費の額 【公益社団法人のみ記入】	7	0	H
業会	公益目的保有財産の運用益等 (5欄に参入した額を除く)	8	0	H
	公益目的事業に係る引当金の取崩額	9		F.
そ	公益目的保有財産に係る調整額(22欄- 21欄)(マイナスの場合は零)	10	0	H
の	合併により承継した他の公益法人の公益 目的取得財産残額	11		H
の 数	認定等の日前に取得した不可欠特定財 産の帳簿価額の増加額	12		H
値	3欄~12欄の他、定款等の定めにより公 益目的事業財産となった額	13		H
	事業年度に増加した公益目的事業財産の 頃(3欄~13欄の合計)	14	5,000,000	H

	公益目的事業費の額 (財産の評価損等の調整後の額)	15	10,000,000 円
	15欄の他、公益目的保有財産に生じた費 用及び損失の額	16	Ħ
100 个	15欄、16欄の他、公益目的事業の実施 に伴って生じた経常外費用の額	17	Ħ
公益	15欄~17欄の他、他の公益法人の公益 目的事業のために寄附した財産の価額	18	円
自的事			
業会			
7	公益目的保有財産に係る調整額(21欄- 22欄)(マイナスの場合は零)	19	0 円
の他			
の 数			
値			
	事業年度の公益目的事業費等の合計額 ~19欄の合計)	20	10,000,000 円

当該事業年度の公益目的事業費等

2. 公益目的保有財産

当該事業年度末日における公益目的保有財産 の帳簿価額の合計額(別表C(2)A)	21	10,000,000	円

【参考数值】

前事業年度末日における公益目的保有財産の 帳簿価額の合計額	22	10,000,000	円
うち認定等の日前に取得した不可欠特定財 産の帳簿価額の合計額	23		円

3. 公益目的取得財産残額

当該事業年度末日における公益目的取得財産 残額(1欄+21欄)	24	-45,000,000	円

□令和3年度末で認定取消しの場合

〔制度変更前の場合〕

公益目的取得財産残額:△45,000,000円(贈与額:0円)

[制度変更後の場合]

・公益目的取得財産残額 (贈与額): 10,000,000円 (1欄は0円と扱う。)…①

〔改訂後の手引きにより作成した場合の別表H(1)〕

• 2欄:0円

・13 欄:5,000,000 円 (手引き 55 ページ(f) (イ) より)

別表H(1) 当該事業年度末日における 公益目的取得財産残額

車業	自	令和3年4月1日	法人コード	
年度	至	令和4年3月31日	法人名	公益財団法人A

公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法 で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。

公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。

公益目的增減差額 + 公益目的保有財産 = 公益目的取得財産残額

このうち、公益目的増減差額とは、公益に充てられるべき資金(流動資産)であり、以下の計算により算定します。

|前事業年度末日の公益目的増減差額 + 当該事業年度に増加した公益目的事業財産 - 当該事業年度の公益目的事業費等 = 当該事業年度末日の公益目的増減差額

1. 公益目的増減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額(2欄 +14欄-20欄)	1	0 円	時価法を適用する金融資産に対して、時価評価を反映した差額の 加減を既に1欄において行っている場合は「レ」を記載します。

時価法を適用する金融資産を公益目的保有財産として保有している場合、公益認定取消し等の際には上記1欄の数字に、当該資産の取得時の価額(公 益認定時の時価)と当該事業年度末の時価との差額を加減したものが当該事業年度末日の公益目的増減差額となります。なお、時価法を適用する公益目 的保有財産を保有せずに1欄がマイナスとなる場合は、3欄から13欄に記載漏れ等の可能性があります。

計 損 公益目的事業費の額

の 算 用及び損失の額

Ħ

മ 他 の 数 値

~ 益 (財産の評価損等の調整後の額) 上 計 15欄の他、公益目的保有財産に生じた費

数書 15欄、16欄の他、公益目的事業の実施 値へに伴って生じた経常外費用の額 公 15欄~17欄の他、他の公益法人の公益

目的事業のために寄附した財産の価額

公益目的保有財産に係る調整額(21欄-

22欄)(マイナスの場合は零)

当該事業年度の公益目的事業費等の合計額

前事業年度の末日の公益目的増減差額 2 0 円

	当該事業年度に増加した公益目	的事業	以財産
計損	寄付を受けた財産の額	3	4,000,000 円
上 計 の 算	交付を受けた補助金等	4	0 円
数書値つ	公益目的事業に係る対価収入	5	0 円
公益目	収益事業等から生じた利益のうち公益目 的事業財産に繰り入れた額	6	1,000,000 円
的事	社員が支払った経費の額 【公益社団法人のみ記入】	7	0 円
業会	公益目的保有財産の運用益等 (5欄に参入した額を除く)	8	0 円
1	公益目的事業に係る引当金の取崩額	9	Ħ
そ	公益目的保有財産に係る調整額(22欄- 21欄)(マイナスの場合は零)	10	0 円
の	合併により承継した他の公益法人の公益 目的取得財産残額	11	円
の 数	認定等の日前に取得した不可欠特定財 産の帳簿価額の増加額	12	P
値	3欄~12欄の他、定款等の定めにより公 益目的事業財産となった額	13	5,000,000 円
	事業年度に増加した公益目的事業財産の 頃(3欄~13欄の合計)	14	10,000,000 円

2. 公益目的保有財産

当該事業年度末日における公益目的保有財産 の帳簿価額の合計額(別表C(2)A)	21	10,000,000	円

【参考数值】

(15欄~19欄の合計)

 事業年度末日における公益目的保有財産の 簿価額の合計額	22	10,000,000	円
 うち認定等の日前に取得した不可欠特定財 産の帳簿価額の合計額	23		円

当該事業年度の公益目的事業費等

10.000.000 円

円

0 円

10,000,000 円

16

18

19

20

3. 公益目的取得財産残額

7.2 T.R. (1 T.R.) / 2 T.R.) /	当該事業年度末日における公益目的取得財産 残額(1欄+21欄)	24	10,000,000	円
--------------------------------	------------------------------------	----	------------	---

□令和3年度末で認定取消しの場合

・公益目的取得財産残額(贈与額): 10,000,000 円←①と同じ結果

2 現金や預金の適切な管理

今年度当初(令和3年4月9日)に、電子メールにより、公益法人 information に掲載されている「公益法人の各機関の役割と責任」リーフレット(必携)をお送りしたところです。理事、監事および評議員(財団のみ)の役割と責任を改めてご認識いただく機会としていただいたことと思います。

しかしながら、依然として現金や預金の管理が適切に行われていない事案等が発生しています。

税制優遇を受けた事業活動の対価や寄附等が原資である公益法人の財産については、適切な管理が求められます。不祥事の発生を防ぐ体制が整っているか、理事や監事等が役割と責任を果たしているか、各法人において今一度ご確認をお願いします。

[参考]

・「公益法人の各機関の役割と責任」リーフレット(必携)については、公益法人 information の次のページに掲載されています。

https://www.koeki-info.go.jp/administration/

・一般的な会計に係る事項について、次を参考に、改めて確認をお願いします。

3	項	目		確認	事項
会計	十管	理(体 制	会計責任者と実際に出納を行う職員との兼務を避けるなど、内部牽制に 配意した体制となっているか。 経理処理に関して税理士や公認会計士等、外部の専門家の関与を受け ているか。	
現 預	金	(O)	取 扱	現金の取り扱いは適正に行われているか。	(小口)現金出納帳は適正に記帳されているか。 小切手帳は適正に記帳されているか。 現金の収納は預金に適正に収入されているか。 小口現金取扱限度額は妥当か。※ 上限は10万円程度 金庫内に小口現金以外の現金が保管されていないか。
				定期的に残高の確認が行われているか。	現金について、定期的に残高と帳簿残高を複数人で照合しているか。 預貯金について、毎月末日など定期的に、取引金融機関の残高と帳簿 残高を複数人で照合しているか。
通			帳	不適正な支出がないか。(不自然なお金の流れがないか。)	 ⇒ 法人外への資金流出などないか。 ⇒ 多額の出金がある場合の支払先の確認 ⇒ 振込先の相手方に不自然なところ(架空の会社等)はないか。 ⇒ 寄付金が正しく入金されているか。 ⇒ 小口現金出納帳との整合はとれているか。
				金融機関との取引に使用する印鑑(銀行印)と通帳の管理は適切か。	◆通帳と印鑑は別々に保管する方が望ましい。
支	出	伝	票		複数のものによる決裁印(承認印)があるか。 請求書や領収書の発行先が、架空の会社ではないか。 水増し請求されていないか。 ※ 適方の会社、住所などが記載されていないものは英注意。 ネットで検索して実在の会社であるか、取扱品目が請求書の 内容とあっているかも確認することが不正防止につながる。
公			ÉD	法人印および代表者印の管理が十分に行われているか 法人の印の使用規程があればそれに基づいたものか、規程がない場合 は不正は起こりえないか。	

3 協働ネットしがの利用案内

「協働ネットしが」は、NPO 法人や公益法人、企業、大学等の団体が主催行事や事業の開催、各種公募などについて、直接情報を掲載することができ、様々な情報発信・情報交換の場としてご活用いただけます(※情報を掲載するには、あらかじめID・パスワードの取得が必要です)。独自のホームページをお持ちでない場合等に利用をご検討ください。

口協働ネットしがを閲覧する

下記のアドレスから協働ネットしがのホームページにアクセスできます。

協働ネットしが(https://www.kyodoshiga.jp/)

口協働ネットしがに情報を掲載する

トップページからマイページ利用申請のボタンをクリックし、画面に記載されている順序に従って申請手続を行うことが必要です。申請が承認されると、マイページログイン ID がメールで送付されます。その後、パスワードの登録を行い、マイページにログイン することにより、団体の活動情報等を掲載することが可能となります。

なお、<u>すでにページが作成されている場合があります</u>ので、その際は更新作業をお願い します。

協働ネットしがを利用するメリット

自前でホームページを管理するのが困難な法人では…

- → マイページを利用して情報発信ができます。
- → 利用料は無料で、ホームページの管理に係る手間や費用がかかりません。 内容の更新を行うだけです。

イベントやセミナー参加募集や助成金募集を広く呼び掛けたい法人は…

→ 閲覧者は、地域貢献や社会活動に興味のある方が多数のため、効果的に情報発信ができます。

口協働ネットしがに関する問い合わせ

トップページの上部にある**Q&A・お問い合わせ**をクリックすると、よくあるお問い合わせに関する回答が閲覧できます。また、「お問い合わせ」のフォームから必要事項を入力することでシステム上でのお問い合わせも可能です。

その他のお問い合わせは、協働ネットしがを担当する所属までお願いします。

(担当課) 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民活動・協働推進室

TEL: 077-528-3419

・この公益法人だより (第18号) における法令等の略称表記については、下記のとおりです。「認定法」

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)

「認定法施行規則」

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)

おわりに

公益法人だより(第17号)のアンケートにご協力いただきました法人の皆様、誠にありがとうございました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

今回は定期提出書類の別表Hの変更点について連絡させていただきました。別表H(1)の13欄については、従前から次のような場合に計上漏れがみられます。

- ・法人会計等から公益目的事業会計へ他会計振替したもの(3 欄から 12 欄に記載されない額)
- ・公益目的事業会計が赤字等の場合に公益目的事業財産以外の財産をもって、公益目的 保有財産等を取得した場合、資産取得資金を積み立てた場合、特定費用準備資金を積み 立てた場合

今回の手引きの改訂部分と併せて、改めて確認をお願いします。

ご不明な点等については、下記のメールアドレスまでお問い合わせいただければ幸いです。

今号が今年度最後の公益法人だよりとなります。一年間お世話になりありがとうございました。皆様の益々のご活躍をお祈り申し上げます。

滋賀県総務部総務課

公益法人·宗教法人係

電話:077-528-3145

メール: ba0007@pref. shiga. lg. jp